

消防法施行令別表第1 (5)項イ、(6)項イ、(6)項ハ(平成27年4月1日～)

(5)項イ	旅館	
	ホテル	
	宿泊所	
	その他これらに類するもの	
(6)項イ	病院	
	診療所	
	助産所	
(6)項ハ	(1)	老人デイサービスセンター
		軽費老人ホーム(※1)
		老人福祉センター
		老人介護支援センター
		有料老人ホーム(※1)
		老人デイサービス事業を行う施設(老人福祉法第5条の2第3項)
		小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(老人福祉法第5条の2第5項)(※1)
		その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの(※2)
	(2)	更生施設
	(3)	助産施設
		保育所
		児童養護施設
		児童自立支援施設
		児童家庭支援センター
		一時預かり事業を行う施設(児童福祉法第6条の3第7項)
		家庭的保育事業を行う施設(児童福祉法第6条の3第9項)
	その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの(※3)	
	(4)	児童発達支援センター
		情緒障害児短期治療施設
		児童発達支援を行う施設(児童福祉法第6条の2第2項)
		放課後等デイサービスを行う施設(児童福祉法第6条の2第4項)
	(5)	身体障害者福祉センター
		障害者支援施設(※1)
		地域活動支援センター
		福祉ホーム
		生活介護を行う施設(障害者総合支援法第5条第7項)
		短期入所を行う施設(障害者総合支援法第5条第8項)(※1)
		自立訓練を行う施設(障害者総合支援法第5条第12項)
		就労移行支援を行う施設(障害者総合支援法第5条第13項)
		就労継続支援を行う施設(障害者総合支援法第5条第14項)
		共同生活援助を行う施設(障害者総合支援法第5条第15項)(※1)

※1 消防法施行令別表第1(6)項ロに掲げる施設を除く。

※2 老人に対して、業として入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イ及びロ(1)に掲げる施設を除く。)

※3 業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は幼児に保育を提供する施設((6)項ロに掲げるものを除く。)



これらのうち、利用者を入居させ、又は宿泊させるものは、面積に関わらず自動火災報知設備の設置が必要になります！